

明治末期における岩手県の農業政策と耕地整理事業

阿 部 和 夫

はじめに

明治政府にとって農業の変革は政策上の重要な課題であった。岩手県は明治初年から新政府の方針を受けて、農業改革に積極的に取り組んでいる。そのうち耕耘機と農具の改良は、岩手県が最も力をいれた政策の1つであった。馬耕教師の招聘、馬耕機の購入・展示・貸与、馬耕指導者の育成、馬耕講習会の開催は、そのために取られた措置であった。

乾田馬耕と密接に関連する区画整理の先駆的事業としては、明治8年、名倉太郎馬が静岡県磐田郡で行った畦畔改良が有名である。この事業は鈴木浦八が同郡で行った区画改良（明治20年）、高田久兵衛が石川県石川郡で行った田区改正（明治21年）を発端に本格化している。

しばしば指摘されるように、区画や水利など耕地をとりまく条件の変化は、資本や技術が固定化している段階では、個別農家にロスを与えるものとして受けとられる。関係事業が進展するためには、市場の拡大など農業に対する外的条件の変化、新しい生産条件を受け入れる経済的、技術的負担力の増大、古い社会秩序の変革に伴う摩擦を克服するエネルギーの蓄積など、農業をめぐる各種の条件が醸成されることが前提となる。岩手県における区画整理は、明治初期から中期にかけて、有力者を主唱者としながら一般農民の共感を呼び起すものとはならなかった。これは事業推進のための社会的、生産的条件が未だ充分に育っていなかったことによるものである。

わが国の資本主義は、明治中期によりやく成立するが、この期はまた農業政策が大きく転換した時期でもある。それまでの殖産振興を主軸

とする特産物の奨励は、工業労働者や都市人口の増加による米の需要増大を契機として、米作中心の農業政策に変わった。

明治32年に成立した耕地整理法は、乾田馬耕の普及、労力の節減、増歩を期待する豪農的耕作地主層の運動によって成立したものである。しかし各種投資による地代の上昇は、地主の経営姿勢に大きな影響を与え、豪農的耕作地主層は小作料に依存する寄生地主と化していった。区画整理はこれによって従来の労働生産性の向上を図る耕作者本位のものから、耕地の生産性を求める地主本位のものへと移行した。灌漑排水の合理化を中心とする耕地整理法の改正（42年）は、このような背景から取り上げられたものである。

岩手県における耕地整理事業は、明治30年代に入って県が農業改良の重点を米作に切り換えたことや、この期の米生産力の向上を背景に、ようやく人々の話題にのぼるようになった。そしてこれの本格的な展開は、事業に対する法的な裏付けや県当局による推進体制の確立をみた30年代後半に入ってからである。

岩手県における耕地整理並びに土地改良に関する研究は決して少なくない。しかし明治末期を対象としたものは、西川治¹⁾、佐島直三郎²⁾、仙台農地事務局³⁾、および筆者⁴⁾によるものがあるだけである。そしてこれらに共通する特色は、研究対象が単独の事業地区におかれ、同期の事業全体を俯瞰したものではないということである。近年、岩手県が刊行した『岩手県農業史』⁵⁾は、関係事業を研究する者に豊富な資料を提供しているが、この場合は明治末期の資料が不正確であることや、事業が取り上げられた背景やその意義について掘り下げが手薄なきらいがあるこ

となどの問題がある。

本論は明治末期に施行された岩手県の耕地整理の全面的な見直し作業を前提に、関係事業がどのような政策的、社会的背景のもとに展開されたものか、またそれを受け入れた地区内部の要因は何であったかを明らかにすることを目的としたものである。

I 農業改良の歩み——耕地整理事業の背景

1 農業政策の展開

わが国の食糧需要は、日清戦争後の都市人口の増大によって著しく増加した。このため食糧生産が政府の重要な課題とされた。近代農業確立のための体制づくりは、明治32年の農会法、33年の産業組合の制定に始まり、それまでの老農や篤農家による指導から行政組織による指導に変わった。これは豪農的な耕作自主層が資本主義経済の進展に伴って寄生地主化したため、指導力が弱体化したことや、農業技術の進歩に伴って科学的、専門的知識による指導が要求されるようになったことに対応する。

政府は明治26年、農業技術の本格的な研究のため国立農事試験場を設置する一方、各府県の農事試験場の整備に着手した。岩手県立農事試験場は、34年岩手郡本宮村に、郡立農事試験場は、30年紫波・稗貫・胆沢・西磐井・東磐井・上閉伊・下閉伊の諸郡に設置された。農業技術の実際的な指導は、関係諸機関における研究成果の普及を図る農業巡回教師制度の確立(30年)とともに始められた。教師に課せられた職務は、「①郡市所轄内ノ農業篤志ニ対シ短期講習ヲナスコト、②農会ソノ他ノ求メニ応ジ農業上ノ講習ヲナシ質問ニ応答スルコト、③共進会若クハ品評会ノ審査ニ従事スルコト、④委嘱試験地及馬耕ノ状況ヲ知事ニ具陳スルコト、⑤農事改良ニ関シ利害得失ヲ調査シ知事ニ具陳スルコト」であった。

農業改良に積極的に取り組む知事の姿勢は、27年の「農業ハ本県首要ノ産業ニシテ其一伸一縮ハ実ニ本県実力ノ消長ニ関セリ、翻テ農業ノ現況ヲ観察スルニ種苗、蚕種、耕耘、施肥、排

水等農業上諸般ノ業務ハ今後改良進歩セシムヘキノ余地頗ル多シ」という告諭にみられ、諸施策の伝達・指導を円滑化するため県知事を会長とする県農会、郡長を会長とする郡農会、町村長を会長とする町村農会が設置された。

県農会が取り上げた指導事項のうち「奨励実行に関すること」は、「①耕地整理に関すること ②利水排水に関すること ③模範農場設置に関すること ④試作場設置に関すること ⑤作物栽培改良普及に関すること⑥種苗・養蚕・種畜・種禽等に関すること ⑦病虫害及鳥獣害の予防駆除に関すること ⑧副家副業に関すること」であった。そしてこれを進めるため、畜産物品評会や農談会・農事講習が各地で開催された。耕地整理が奨励事項の第1にあげられたのは、米作が県の農業改良策の最重要施策とされたことによる。

既述のように耕地整理の誘因となる馬耕は、明治初年から岩手県が力を入れた農業政策の1つであった。しかしその進展は、農家の諸器具の購入能力が弱かったこともあってはかばかしくなく、それが本格化したのは30年代に入ってからである。

馬耕の普及やこれが耕作に与えた影響について、当時の文書は「馬耕ハ其普及ニ従テ区画ノ小ナル田地ニモ実行セラルト虽共区画ノ大ナルニ従ヒ愈々其功程ヲ進捗シ労力ヲ節減スルコトナルヲ以テ間接ニ耕地整理ノ奨励トナリ又其節減セル労力ニ藉リテ漸次農業ノ改善ノ発達ヲ図ラントス」と伝えている。

岩手県は37年、国の方針を受けて対時局産業及勤儉督励部を設置するとともに、県令・訓令を発して督励事項の普及に努めている。督励事項のうち特に力を入れたのは、短冊形苗代、耕地整理、水田二毛作などの実施、並びに休閒苗代の廃止であった。これらは用排水路の完備、地力の増強を前提とするもので、いずれも耕地整理事業に結びつくものであった。

短冊形苗代の奨励は34年の奨励項目の1つとなっているが、この年の実施面積は少なく、各町村から出された短冊形苗代の延期願は、県保

存分だけでも36町村に達し、実施良と報告しているのは西磐井、江刺の両郡のみであった。

延期願を提出した猿館惣右エ門は、紫波郡飯岡村大字下飯岡の状況を次のように報告している。「本村内ニ於ケル在来ノ苗代ハ泥土深クシテ（自ラ深クナラシメタルニモセヨ）殆ソド股ヲ没ス故ニ短冊ニ下種シタル間ノ行路ハ二尺内外ノ幅ヲ要セサルベカラズ（深カラサレバ一尺若クハ一尺四五寸ニテ足ルモ）従テ苗代ノ坪数ヲ減ズル事苗代総面積ニ対シテ殆ソド三分ノ一ニ当レリ故ニ改良選種法及ビ播種法其他一層ノ注意ヲ用ヒテ粗剛ナル苗ヲ得ルモ尚能ク其欠ヲ補フニ足ラズ就中本村内過半ノ苗代ハ谷ニ谷地苗代ト云フ湿地ニシテ排水シテ泥土ノ固着セシメント欲セバ反テ湧沸ノ状ヲ呈シ土地ヲ換ヘザル限りハ急ニ改良播種法（発芽セシメズニ播種ス）ノ行ハザルヲ認ム於是更ニ案ヲ転シ新苗代ヲ認メテ之レガ不足ヲ充テントスルモ多ク灌溉¹³⁾不便ニシテ能ク其望ミヲ満足スルコト能ハズ」。新しい農業技術の導入は、それに関係するいくつかの問題解決を前提とするものであることを、この報告は伝えている。

37年における短冊形苗代の普及は、その後の

関係機関の継続的な指導を反映して各郡とも順調である。しかし他の督励項目は必ずしも当局の思惑通りには進展していない。34年、いち早く短冊形苗代を導入した西磐井郡は表1にみられるように、他の督励項目の受け入れも早かった。同郡の米作技術の受け入れが他郡に比べて一段早かったのは、第1に郡内山目村に県第1号の農業試験場が設置（明治初年）され、地区農民の農業技術指導に大きな役割を果たしたこと、第2に郡当局が農業改良に積極的な姿勢を示し、指導体制をいち早く確立したこと、第3は篤農家の農業奨励員としての委嘱、郡の提供地における模範耕作など¹⁴⁾実際的な指導を行ったことなどによるものである。

34年の短冊形苗代の受け入れがスムーズに進展した西磐井郡について、当時の文書は「短冊苗代ノ儀ハ幾世ニ渉ル習慣ヲ打破スルモノニシテ当業者実ニ重大ノ事件ニ有之依テ之カ実施上誤リナカラシメンカタメ第一ニ郡農会ヲ招集シテ之ヲ協議セシメ以テ同農会ノ意見ヲ一決シ第二ニ各町村長ヲ招集シテ是亦大ニ注意シ尋テ農友会（郡内短期講習生ノ組織スルモノ）ヲ郡役所ニ開設シテ此種ノ壯年ノ意見ヲ一致セシメ尚

表1 産業督励調査（明治38年1月）

郡	稲種塩水送			短冊形苗代		牛馬耕		稲の正条植		
	総農家	実施戸数	割合	総苗代	実施	実施戸数	割合	稲作反別	正条植	割合
	戸	戸	%	町	町	戸	%	町	町	%
岩手	7,908	410	5	190.08	190.08	34	0	5,784.9	—	—
紫波	5,428	2,563	47	291.45	291.45	81	1	6,018.1	—	—
稗貫	5,374	4,071	76	428.51	428.51	22	0	5,942.8	18.3	0.31
和賀	7,278	6,936	95	324.20	324.20	—	—	6,496.1	52.4	0.81
胆沢	6,815	4,405	65	331.00	331.00	37	1	7,626.3	15.9	0.21
江刺	5,956	3,459	58	101.69	101.69	—	—	3,754.1	—	—
西磐井	5,357	2,634	49	279.38	279.38	1,526	28	4,677.7	248.1	5.63
東磐井	9,687	4,388	45	145.19	145.19	80	1	4,368.1	—	—
気仙	5,526	1,619	29	19.04	19.04	3	0	1,078.5	—	—
上閉伊	6,326	1,828	29	82.29	82.29	11	0	2,263.1	—	—
下閉伊	6,646	675	10	35.64	35.64	—	—	651.5	14.3	2.21
九戸	7,184	1,359	19	64.07	64.07	—	—	1,020.5	—	—
二戸	5,669	1,476	26	36.28	36.28	—	—	1,246.5	—	—
計	85,154	35,823	42	2,328.82	2,328.82	1,794	2	50,926.2	349.0	0.68

農事試験所長ヲ各町村ニ派遣シテ親シク当業者ニ警告注意セシメタル結果今日ノ処ニテハ本郡内ニ於テハ故障ナク実行シ得ラルヘキ見込ニ有¹⁵⁾之」と記し、農業技術はこれを受け入れる側の体制づくりにかかわる所が大きいことを伝えている。

41年、西磐井郡の短冊形苗代の進展状況について、沼崎貞助は「本郡中短冊形苗代ノ立派ニ施行セラレタルハ郡中油島村及涌津村ナリ之一ハ前年来害虫ニ浸食セラレヌルノ経験アルト一ハ宮城県ニ近接セルヲ以テ昨年ヨリ隣接ノ實際ヲ目撃セルモノアルトニヨル¹⁶⁾」と報告している。西磐井郡の農民が農業改良に積極的であったのは、米作の先進県である宮城県に隣接し、諸施策がどのような結果をもたらすか直接学び得る所に位置していたことも無視できない。地区農民は農業改良にうちこむ指導者の熱意を耳から、その効果を宮城県の実態、即ち目から受けたのである。

明治末期における耕地整理が県南部、わけても西磐井郡を中心としているのは、同郡が明治初期から農業改良に積極的に取り組み、その受け入れ体制が確立していたことと無関係ではない。

2 耕地整理事業の取り組み

明治37年、岩手県は訓示によって耕地整理を促進する方針を明らかにしている¹⁷⁾。県は関係事業を「農事施設上最須要ノ事業¹⁸⁾」と位置づけ、この年実地調査および設計を行うものに1,690円¹⁹⁾の予算を計上している。事業のねらいについて訓示は、水田の増反と苗代跡作による米の生産増加をあげている。

県の方針を受けて耕地整理の指導にあたった県農会は、事業によって得られる利益を次のように説明している。

「本県ノ天然的位置ヨリシテ耕作スヘキ季節ハ甚タ短ク耕作スヘキ耕地ハ多シ勞力ノ多キヲ要スルカ明カナリ加フルニ管下ニ散在スル各種鉦山ノ発達ニヨリテ農業上最重要ナル壯丁者ヲ失フ其改良発達ヲ図ルヘキ余力ヲ存セサルハ此等勞力不足ノ事由ニ基クモノト謂フモ詭言ナラ

ス即チ本県ニ於ケル農事改良ノ政策ハ須ラク勞力經濟ノ法ヲ策スルヲ以テ先ツ其第一歩トセサルヘカラス勞力經濟ノ法ハ機械力ノ利用ニアリ機械力ノ利用ハ田区ノ改正ニ俟タサルヘカラス²⁰⁾」

「水田二毛作ノ普及実施ハ本県富力ヲ増進スル重大問題ノ一トシテ最モ重要ナルモノニ属ス而シテ此物ノ成功ハ実ニ耕地ノ状態ヲ改良シ排水ノ適良ナル土地ニアリ然ルニ県下ノ耕地ハ二毛作栽培不良ナリ此不良ノ状態ハ耕地整理ノ実施ニヨリ始メテ排除シ得ラルヘキ²¹⁾」

「三十五年ノ凶作ニ際会シ又今回ノ時局トナリ人民ニ寧日ナリ傷痍恢復ノ余裕ナキハ世ノ認ムル事實ナリ然ルニ又来年ノ作況不良ナルアリ県下農民ノ境遇ヤ真ニ憐ムヘキナリ此時ニ際シ大ニ事業ヲ起シ地方ノ細民ニ職ヲ与フルハ将ニ経世上ノ急務ナリトス本会カ耕地整理ヲ奨励セントスルハ実ニ此趣旨を含蓄スルモノニシテ此際ニ於ケル此事業ハ唯々農業改良上ノ大目的ヲ達スル上ノミナラスシテ而カモ地方ニ資金ノ融通ヲ図ルヘキ動機ヲ与ヘ一挙ニシテ兩得ノ効果ヲ奏スルニ至ルヘシ²²⁾」

「本県下ニ於ケル耕地整理ノ実況ニ徴スルニ整理ノ結果耕作面積ニ於テ優ニ一割以上ノ増歩アリ故ニ仮リニ北上沿岸地方ニ於テ約二萬丁歩ヲ整理スルモノトセハ実ニ二千余町ノ耕作面積ヲ利スヘキ計算ナリ²³⁾」

これらは、①鉦山の発達による農業従事者の流失に対応して、耕地の能率的な耕耘が必要とされたこと、②二毛作を導入する前提条件となる能率的な排水のために事業が必要とされたこと、③たまたま発生した凶作の救農対策として事業が必要とされたこと、④耕地の拡大と増歩地の獲得のために事業が必要とされたことを示唆している。

以上をまとめていうなら、明治末期における耕地整理事業は、産業構造の変革という外からの要請と農業生産力の増強という内からの要請が、救農対策という差し迫った農民の要請のもとに結びついたものといえることができる。

事業を実現させる直接的な要因となった凶作

表2 窮民調査（明治39年1月）

項目 郡市	現ニ生活ニ 困窮スル者		将ニ困難セ ントスル者		計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
盛岡	88	228	920	4,010	1,009	4,238
岩手	640	3,161	490	2,714	1,130	5,875
紫波	1,199	7,785	1,477	10,758	2,676	18,543
稗貫	689	4,190	1,063	5,691	1,752	9,881
和賀	680	4,058	1,325	7,950	2,005	12,008
胆沢	1,007	6,058	1,580	9,585	2,587	15,643
江刺	968	4,900	1,119	6,022	2,087	10,922
西磐井	1,450	8,591	1,981	11,475	3,431	20,066
東磐井	1,273	8,060	1,234	15,066	2,407	23,126
気仙	675	3,686	1,039	5,711	1,714	9,397
上閉伊	661	3,372	799	4,286	1,460	7,658
下閉伊	40	176	74	435	114	611
九戸	977	1,573	315	1,910	1,292	3,483
二戸	444	2,100	661	3,275	1,105	5,375
計	10,791	57,938	14,978	88,888	25,769	146,826

（備考 下閉伊郡の内16ヶ村未報告，集計不正確）

岩手県庶務課『明治38年凶作救済関係録』

は、35年に続いて38年にも発生している。岩手の米生産力は、30年当時、平年作で55万石（反当1.2石）であったが、35年は22万石（同0.5石）、38年は19万石（同0.4石）となっている。救農対策は35年に続いてその必要性を増したのである。38年の困窮農民についてみると、県総計で25,769戸、146,826人（表2）となっている。この時県が取り上げた救農事業は、道路工事、改築工事、護岸工事、架橋工事であったが、同時に関係諸機関に土木工事による救民を呼びかけている。救農事業の1つに加えられた耕地整理は、「永遠の利益をあげる他農民就業の途を開くため救農工事の主なるもの²⁵⁾」とされ、救

農に大きな役割を果たしたのである。

II 耕地整理事業の展開

1 資料の検討

第2次大戦前における岩手県の耕地整理を示す資料は、表3①～④にみられるように調査機関によってかなりの差がある。即ち明治期の事業は1,000町未満から10,000町を越えるものまで、大正期の事業は1,000町未満から5,000町を越えるものまで、昭和期の事業は14年まで、1,000町にとどまるものから、4年の段階ですでに3,000町を越えるものまであって、その差は同じ県の事業とは思えないほどの開きがある。これは関係機関により耕地整理の規定の仕方、調査の方法に違いがあることによるものである。

これらの資料がもつ問題は次の通りである。

- ①②とも明治期の事業が過小で調査もれがあると推定されること。
- ③は明治期の事業面積が過大で、調査面積を完了面積と誤っているものがあると推定されること。
- ④は明治39年以前の事業が含まれていないこと、および必ずしも完了面積だけを集計しているとはみられない節があること。

耕地整理の分析にあたっては、当然のことながら資料の正確さが前提となる。⑤は筆者が事業面積を確認するため、岩手県学事文書課、市役所および町村役場、各土地改良区、県立および市立図書館の協力のもとに調査のし直しを行った結果である。作業は事業施行地区、面積を5万分の1地形図に復原する方法を取った。記録の不確かなものについては現地調査を行って、

表3 耕地整理面積

(町)

資料	年	明治	大正	昭和 元～14	機関(年次)
①稲作実態調査		981	2,513	2,986	岩手県(昭31)
②岩手県北上川水系における農業水利の展開		934	1,226	2,222	東北農地事務局③
③岩手県農林水産業基礎統計		15,214	753	1,116	農林省岩手統計事務所④
④岩手の耕地 創刊号		1,757	5,119	3,470 (元～4)	岩手県耕地協会⑤
⑤阿部和夫調査		1,491	2,044	5,413	

より確かなものに近づけるように努力した。事業団体の解散や文書の散逸などのため作業は容易でなかったが、今のところ、これが事業の実態に近い面積を示していると考えられる。とはいえこれもまた完全なものではない。以下これもつ問題点を指摘しておきたい。その第1は事業の完了年次をもとに集計していること、第2は明治後期に施行されたと思われる零細事業を含んでいないこと、第3は記録上完了扱いになっているものの中に工事中のものが若干含まれていること——などである。

岩手県における耕地整理は、耕地整理法の制定後しばらく農会が中心となって奨励にあつている。『岩手の耕地』は、県による財政的な裏付けの成立した後の事業を、①県農会時代(明治37年4月～39年6月)、②勸業課時代(明治39年6月～大正15年6月)、③耕地整理課時代(大正15年7月以後)の3期に分けている。²⁶⁾

県農会時代は県の委託を受けた農会が測量設計や基本調査にあつた時期である。農会の技術員は技師1名、技手1名、助手1名という構成であった。この期は牛馬耕の導入による能率的な耕耘のために事業が行われている。勸業課時代は耕地整理費を計上した県が事業に直接関与するようになった時期である。この期は事業の対象が開墾、地目変換、埋立、干拓に拡大されている。耕地整理課時代は勸業課耕地整理係から昇格した耕地整理課が事業の遂行にあつた時期である。この期は大規模な水利事業が取り入れられたため事業面積が著しく拡大している。²⁷⁾

39年、県は耕地整理の本格的な推進のため、全県下を対象に測量設計調査を行っている。勸業課の調査項目は、①平面地形、②鉛直地形、③国県郡町村道の位置、性質、及農事上より見たるその適否、④悪水出口及悪水組織の適否、及流量の変化並に主要なる悪水路の位置性質とその適否、⑤河流の位置、性質、及流量の変化並に耕地対水位の変化、⑥行政区画の境界、⑦各種種目の主たる境界、⑧製図、⑨農事上に関する調査、²⁸⁾⑩施行予定地方及反別期間、の10項目であった。調査は県南地方から始められ、測

量設計調査面積は39年 2,602町、40年 730町、41年 243町、42年 604町、43年 818町、44年 497町であった。²⁸⁾

県農会はこれを受けて、工期10年、年間事業2,000町とする実施計画を発表している。しかしこの実績は実務指導者や技術者の不足、事業資金の不足、事業の進行に懐疑的な農民の存在などのため、これをはるかに下回っている。

資料面でもう1つ注意すべきことは、諸文書にあらわれない小規模事業が各地にかなりあつたことである。『岩手県農業史』は、明治20年代に事業の出願様式を定めていることから、石川県や静岡県の「田区改正」に近い事業が各地で行われていたのではないかと推定している。この点について県文書は「農事改良=熱心ナルモノハ疾ク耕地整理ノ必要ヲ認メテ各地ニ之レガ実施ヲ企図シツツアルハ屢々目撃スル処ナリ」と記し、推定の正しいことを示している。ちなみに県農会の指導対象外の小規模事業で、この頃農工銀行から資金の援助をうけた事業は、40地区81町2反9畝に及んでいる。³¹⁾とはいえこれらの詳細な記録は残っていない、その実態を把握することは困難である。

したがって以下の検討は、事業の施行が文書並びに現地において確認される表3⑤によることにしたい。

2 耕地整理の先駆的事业

岩手県における耕地整理の先駆的事业としては、胆沢郡南都田村の南下幅耕地整理事業が有名である。この研究は先にふれた諸氏によってなされている。明治末期の検討は、これを除外しては行い得ないので、以下その概要にふれておきたい。

南下幅耕地整理事業地区は胆沢扇状地の最も低い段丘面に位置し、用水は元亀年間に開きされた茂井羅堰に依存していた。事業前、この土地は地下水位が高く、湿田状のところが普通であった。水田の区画は零細で馬耕の利用に大きな支障があつた。

事業は35年に認可を受け、第1工区(70余町)が明治35年11月から36年2月に、第2工区

表4 南下幅耕地整理事業（記録のまま）（町）

	事業前	事業後
田	211.6	258.3
畑	13.8	14.2
宅地	13.4	13.1
道路	22.9	11.7
溝渠	23.0	11.1
畦畔	27.8	5.5
計	313.7	313.7

岩手県内務部『耕地整理基本調査設計及説明書(1)』

(100余町)が37年10月から38年5月に、第3工区(50余町)が38年8月から39年4月に行われた。工事費は総額2万8千円であった。事業後の土地の変動で目につくことは、水田の増加と溝渠・畦畔の大幅な減少である(表4)。

事業の成果は次の5点に要約される。即ち、①耕地が事業前のほぼ2割増となったこと、②能率的な配水により水不足が解消したこと、③迅速な排水により湿田が消滅したこと、④狭小な区画が補正され能率的な耕作が可能となったこと、⑤道路が整備され生産資財および収穫物の運搬が容易になったこと——以上である。

事業後の農業の変化についてみると、①40年に県内各地に大被害をもたらした干害時にも、この地区だけは被害がなかったこと、②馬耕機具の利用者が39年の10人から40年の30人と増加したこと、③二毛作がそれまでの5~6反から25町と大幅に増加したこと、④米の平均反当収量が1.8石から2.4石に増加したことなど、その効果は極めて大きかった。

この事業が目されるのは、県の補助体制が確立される前に300町を越える規模で事業が施行されたことである。事業の指導にあたった栗野善知は27歳で南都田村助役、36歳で同村長になった辣腕家であった。彼が事業と取り組むに至った動機は、「従軍シテ清国ニアリ其間清国農事ノ我国ニ比シテ却テ優レルモノアルヲ深く感シ」たこと、および日清戦争従軍の帰途、石川県の耕地整理事業をつぶさに見学し、耕地の能率的な耕耘に感動したことによるといわれる。栗野がこの事業に求めたものは、一般的な小作

料の増大ではなく、先進米作地帯における事業を後進地帯で率先して行うことの名譽そのものであった。

事業に対する一般農民の期待は水利の改善であったが、栗野が意図したものはその枠を越えるものであった。事業の実施にあたっては、この点に関する周到な計画と農民の同意が必要で

表5 耕地整理計画 (町)

施行認可	紫波郡日詰町	62.8105
	西磐井郡一関町	46.7819
	〃 真滝村	32.7511
	〃 山目村	330.7311
	胆沢町相去村	24.7000
	〃 南都田村	40.0000
	稗貫郡宮野目村	1.8707
	和賀郡十二ヶ村	
	〃 東晴山	29.5000
	〃 安俵	25.5014
〃 十二箇安俵計	134.1224	
計	728.8402	
発認起可	和賀郡更木町	107.5321
発起認可申請中	東磐井郡松川村一	21.2807
	〃 二	16.8508
	〃 三	17.2416
	〃 長嶋村	39.4315
	東磐井郡萩荘村	116.9828
	胆沢郡前沢町計	39.2517
計	251.0601	
測量設計中	気仙郡気仙町	54.0127
	〃 高田町	50.0000
	上閉伊郡綾織村	100.0000
	紫波郡長岡村	500.0000
	岩手郡本宮村	741.8408
	西磐井郡弥栄村	30.0000
	〃 永井村	59.9002
	稗貫郡新堀村	366.7000
	東磐井郡門崎村	112.6702
計	2,015.1309	
今後測量設計	和賀郡二子村	197.0000
	西磐井郡平泉村	26.1601
	稗貫郡湯口村	358.9208
	西磐井郡金沢村	40.0000
	計	622.1809

岩手県庶務課『明治38年凶作救済関係』

あったが、時代を先どりしようとする村長の取った措置はいささか完全を欠くところがあった。107名におよぶ同意者を集めて順調なすべり出しをみせた事業も、施行段階に入っているいろいろと困難に遭遇することになった。問題の第1はもともと事業に懐疑的であった農民の離脱、第2は資金ぐりをめぐる農民の対立であった。村長にとって不運であったことは、社会状況がこれに追い打ちをかけたことである。第1は日露戦争の勃発に伴う人夫および資財の不足、第2は凶作の発生による農民の経済力の低下である。

工事は39年ほぼ予定通り終了したが、事業費の決済は容易に進まなかった。このため栗野は、負債処理に自家財産一切を処分して離村しなければならなかった。とはいえ整然と区画された水田は、馬耕の導入とあいまって能率的な耕耘に役立ち、また畦畔沿いに配置された水路は、その自由な利用によって生産力の向上に役立ったことに変わりはない。

3 耕地整理事業の進展

明治38年の凶作時に困窮者が多かったのは、東磐井、西磐井、紫波、胆沢、和賀、江刺、稗貫の諸郡であった。救農事業としての耕地整理は、困窮者の多い北上川流域の米作地帯を中心に進められ、山間畑作地帯の農業条件との差をますます大きくした。

明治38年の耕地整理事業計画は表5の通りである。このうち明治末期に事業が完了したのは「施行認可ヲ受ケタル地区」の他、「発起認可申請中ノ地区」「今後測量設計スベキ地区」の中の数地区である。しかしこれはあくまでも計画段階のものであるので、この表から事業の実態を把握することは不可能である。このため以下の検討は表3の⑤に立ちもどって行うことにしたい（詳細は表6）。

これによると事業の多くは38年、39年に始まっている。郡別の事業面積をみると、西磐井703.96町、胆沢378.16町、和賀212.50町、稗貫

表6 明治末期の耕地整理事業

事業地区	事業地区	事業規模(ha)	事業期間	資料
1 藤沢町	箕ノ輪下脇谷	36	明44	役場
2 一関市	一関	40.0	38.11.10~39.5.20	市役所
3 〃	三関	55.0	38 ~39.6	〃
4 〃	上・下黒沢	141.29	39.10 ~40.5	郷土史萩荘村
5 〃	赤萩(山目)	320.0	39.10.25~41.6	市役所
6 〃	西黒沢	48.66	39.9	萩荘村史
7 平泉町	中尊寺	17.10.19	40	勸業課
8 花泉町	日形	81.9	37~38	土地改良区
9 水沢市	中野(真城)	250.53.15	45.3.10~大3.11.14	仙台農地事務局
10 〃	羽田	32	45~大2	江刺郡誌
11 〃	折居	120	41	真城村誌
12 胆沢町	南下幅	313.9	35.10.7~39.9.11	仙台農地事務局
13 〃	上広岡	16.5.6	30~昭4	〃
14 北上市	相去丙午	35.70.24	39	土地改良区
15 東和町	十二ヶ安俵	167.35.28	40.2.8~41.6.	役場
16 〃	東晴山	45.14.02	39.4.1~44.5.	〃
17 花巻市	川口	35	37~39	仙台農地事務局
18 〃	上似内	2	39.1.19~39.11.15	〃
19 紫波町	日詰町	66.66.18	30	役場
20 都南村	煙山	16.41.12	42	紫波郡誌

※地名は現在の行政単位による。

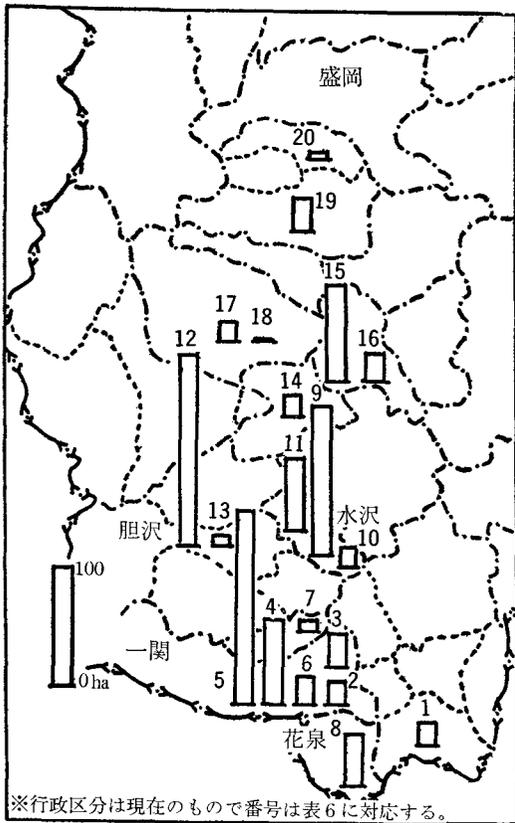


図1 明治末期の耕地整理事業

37.00町、紫波79.23町で、県南部から始められた事業の奨励がそのまま地元から受け入れられている様子が窺われる。明治末期の事業を図化すると図1のようになる。

耕地整理の計画から実施に至る記録は各事業ともほとんど残っていない。したがってそれら個々の詳細な内容を知ることはできない。このあと取り上げる文書は、明治末期に計画されながら実施に至らなかったものもあるが、事業の様子を窺う唯一のものであるので取り上げることにした。

その1つは気仙村耕地整理事業に関する気仙郡長伊奈釜雄の報告(41年11月14日)である。それは「明治39年凶作ノ結果窮民救済ノ方法トシテ耕地整理事業ヲ起シ窮民ヲ使役シ其得ル所ノ賃金ヲ以テ自活セシムルト同時ニ土地改良ヲナストノ説有同志ノ間ニ唱道セラレ地主ヲ会合

セシメ熟議ヲ遂クルコト前後二回此間多少ノ反対ナキニシモアラザルモ漸ク熟シ七人ノ発起人ヲ定メ茲ニ於テ耕地整理ノ発起ヲ見ルニ至レリ発起中ノ難事ハ同意証ヲ徴スル事ニシテ法定ノ数ニ達スル迄約一ヶ月ノ時ヲ要シタル事ナリ³⁴⁾」というものである。

第2は前沢町耕地整理事業に関する胆沢郡長勝保元長の報告(41年10月28日)である。それは「発起人中前任町長高梨盛一ニ於テ参加土地所有者ヲ歴訪シ同意書ニ調印ヲ行ハシムト雖モ其十中八九ハ賛否審カナラズ……各自同意書ニ調印ヲ求ムルト雖モ第一回總會ニ於ケル会議ノ形勢穏ナラズ遂ニ不成立ノ悲境ニ立至リ数月ヲ経テ第二回創立總會ヲ開会セシメ議事混乱ノ傾キアリシモ賛同者ノ多数ヲ漸ク可決確定シタリ³⁵⁾」というものである。

第3は相去村耕地整理事業に関する胆沢郡長の報告(41年10月)である。それは「本村整理地区中字下田外二三ノ字ハ低地ニシテ排水ニ困難ナルヲ以テ地主ハ毎年之レガ排水ニ腐心シツツアリ時恰モ耕地整理法ノ行ハルルニ際シ一二ノ有志村当事者ノ議リ整理施行ノ必要ヲ説キタルニ参加者中整理施行ニ反対者多ク一時頓座ノ妄勢ニ陥リシモ村当事者及一二ノ有志百方整理ノ利益ナルヲ説示シ而シテ参加者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ至ルヲ以テ起工スルニ至レリ³⁶⁾」というものである。

事業に対する同意を得ることが簡単でないことはこの期の事業に限らない。注目すべきことは、各事業とも行政当局者の指導のもとに計画が進められていることである。

事業は次の日詰耕地整理事業に関する紫波郡長岩崎亀太郎の報告(39年9月29日)、即ち「元来日詰町ハ灌溉排水ニ乏シク十数日ノ降雨ヲ見サルハ引水ニ紛擾ヲ起シ農民間ノ円満ヲ欠ク事屢々アリシヨリ以テ同町清見与三郎等憂慮滋ニ同志ト相謀リ耕地整理ヲ発起シ各地主ニ同意加入勧誘ヲ為シタルニ各希望スル処ナルヲ以テ其成立涉外勧誘上敢テ困難ヲ見ズ³⁷⁾」のように地区内に共通の問題をかかえている場合や、山目耕地整理事業のように「施行前に対照し灌排水、

耕耘、運搬、行通の便良くなり、地盤の高低甚しかったにもかかわらず、地主の注意周到なため挿秧の時期に遅れず、発育状況よく、収量は整理しない同等の土地と比較して増収、ために今後の実施を進捗する動機となった³⁸⁾ように、しっかりした指導者があった場合にスムーズに進展している。

立案から計画に至る一般的な経過は、日形村耕地整理事業の次の文書に明らかである。「本村ハ蚕業ト水田ノ耕耘時季ハ一時ニ際会シ為メニ勞力ノ不足ヲ告グルハ勿論又水田ハ灌溉耕耘施肥等不便ノ為年々少カラサル損害ヲ見ツツアルヲ以テ明治26、7年頃ヨリ之カ耕地整理ニ付テハ暫々有志間ニ唱導サレシモ如何セン機至ラサルヲ以テ其儘経過シ来リシカ同三十五六年ニ至リ本村農会長及村長ハ熱意以テ事業ノ企画ヲ急キ多人数集会アル毎ニ其有益ナル事ヲ唱ヒ以テ村ノ重立ツ有志ト共ニ部民ヲ勧誘シ其利害ヲ論シ耕地整理ノ有益ナル事ヲ知ラシメ且ツ又小野寺善作個人ニテ施行シタル整理地ヲ模範トシテ其利アル事ヲ示シタルニ其指導宣シキヲ得為ニ地方人ニ著シキ感動ヲ与ヘ整理施行ノ必要ヲ認ムル機運ニ際シ日露戦ヲ宣シタリニヨリ対時局産業督励其筋ノ勧誘浅カラズ爰ニ戦役記念事業トシテ施行ヲ念燃ルカ如ク奮然発起スルニ至レリ而シテ発起人并ニ村役場吏員一致協力熱心ニ勧誘シタル結果百十一名ノ参加土地所有者中一人ノ不同意ヲ唱フルモノナキニ至リ成立セリ³⁹⁾」。これは行政が事業に関与した例でもある。

事業前後の耕地の変動は測量設計段階の表7

表7 耕地整理地区測量設計面積 (町)

	旧反別	整理反別	増歩	増歩割合
日誌	62.8105	77.9227	15.1122	2.4割
日形	65.2526	72.6000	7.3404	1.1
前沢	40.0104	45.0221	5.1020	1.2
一関	46.7819	49.2703	2.4814	0.5
真滝	32.7511	37.5326	4.7815	1.4
相去	24.7104	29.1500	4.4326	1.8
更木	106.3007	112.2306	5.9229	0.5

岩手県農商課 『明治40年耕地整理綴』

に明らかである。増歩地は最も大きいので2割4分、少ないもので5分、平均1割強となっている。これは事業の目的が既耕地の生産力および水田面積の拡大におかれていることを示すものである。

耕地整理が既耕地を対象とし、本格的な開拓、開田を目的とするものでなかったことは次の文書に明らかである。「南都田村整理地ハ其耕地面積ノ約二割ノ増歩アル然ルニ本県ニ於ケル整理地ノ増歩ハ平均九分一厘ナリ今最低ノ増歩アリトスレバ全耕地二千七百弍拾町二反八畝廿五歩ニ対シ百六拾三町二反畝畝歩ニシテ一反歩九拾六円ノ平均価格ニテ売却スルトセバ拾五万六千六百八拾壹円六拾銭ナリ」。

事業の結果生じる増歩地は本来土地所有者に帰せられるべきものであるが、事業規模の大きい南下幅、山目の両事業ともそのようには取り扱われていない。50町余の増歩地のあった南下幅事業の場合は、反当7円の負担金が課せられたこともあって引き取り手がなく、46町余の増歩地のあった山目事業の場合は、一部が借入金の返済にあてられ、他は組合の所有とされている。これは増歩地を目的とする大地主主導型の事業と異なる一面をあらわすものである。

事業が施行された18地区1,527.11町の内訳を見ると、県南に位置する西磐井、胆沢の両郡が11地区1,186.12町と半数を占めている。この要因としては、①関係事業が北上川流域、わけても県南部から奨励されたこと、②明治初年から農業改良と積極的に取り組んだため新技術導入の素地が醸成されたこと、③農業改良の過程でしっかりした指導者が成長したこと——などが指摘できる。

事業が施行された地区をみると、それぞれ解決すべき問題をかかえながら隣接あるいは周辺地区に比べて地形的、水利的条件が一段すぐれたところとなっている。これはとりもなおさず関係事業が事業効果の大きいところから始められたことを示唆する。とはいえその面積が決して圧倒的なものとなっていないのは、事業を支える生産的エネルギーの高まりが未だ充分では

なかったことに対応する。この点から明治末期における岩手県の耕地整理をとらえるなら、南下幅耕地整理事業に限らず、その1つ1つが先駆的、模範的事業の段階にとどまることを意味する。

Ⅲ 耕地整理の生産的背景とその特色

岩手県の米生産力は、品種改良など米作技術の研究が科学的・組織的に行われるようになった明治30年代に向上している。これを反当収量の上からみると、32～33年当時まで1石程度にすぎなかったが、以後は年による変動はあるものの着実に上昇に向かっている。農地の小作地率は、明治30年の水田28%、畑21%から、40年の41%、28%と変っている。畑に比べて水田の小作地率が高かったのは、米価の上昇によって水田が投資の対象になったことによるものである。⁴¹⁾

表8は郡市別の耕地面積を示したものである。耕地のなかに占める水田の割合は、北上川すじのほとんどが50%を越えているのに対し、県北並びに北上山地の諸郡は3分の1またはそれ以下となっている。明治末期の耕地整理は、既に

表8 郡市別耕地面積（大正元年）（町）

郡市	田	畑	計	水田率 %
盛岡	128.5	36.0	164.5	77.6
岩手	5,961.1	10,918.6	16,942.7	35.1
紫波	5,962.4	4,731.4	10,693.8	53.8
稗貫	6,148.5	5,665.1	11,813.6	52.0
和賀	6,662.8	1,036.1	12,698.9	52.5
胆沢	7,662.4	4,322.2	11,984.6	63.9
江刺	3,887.2	3,961.1	7,848.3	49.5
西磐井	4,502.4	2,274.3	7,776.7	57.9
東磐井	4,493.3	7,211.4	11,704.7	38.4
気仙	1,123.4	4,673.6	5,797.0	19.4
上閉伊	2,388.6	6,774.4	9,163.0	26.1
下閉伊	679.7	10,626.6	2,306.3	29.5
九戸	1,181.2	2,225.3	12,406.5	9.5
二戸	1,487.7	8,219.5	9,707.2	15.3
計	52,269.2	87,728.6	140,007.8	37.3

『岩手県史』

表9 経営規模別農家戸数

年	～1町	1～3	3～5	5～10	10～50	50～	計
明治30	53,974	33,057	6,037	2,359	821	28	96,282
41	79,801		6,596	2,647	915	76	85,205
45	54,718	20,063	7,249	2,494	739	56	85,319

『岩手県農地改革史』

みたように北上川すじに集中している。これは水田の多い北上川すじが米生産力の向上を背景に投資の対象となってきたのに対し、県北並びに北上山地の諸郡は山間冷涼という条件のため生産が不安定で、投資効果が期待できなかったことや、開田を伴う事業に対する補助体制が確立していなかったことによるものである。

明治末期の経営規模別農家数の動きをみると、1町以下の零細農家層の相対的な増加、1～3町の中堅農家層の減少、3～5町および5～10町の耕作地主を含む階層の着実な増加、10町以上の大地主層の不安定な動きの中での50町以上の大地主層の大幅増がめだつ。大正元年の地主の分布をみると、50町を越える大地主は盛岡市と岩手、紫波、和賀の諸郡に、中小地主は胆沢、江刺、西磐井、東磐井、気仙の諸郡に集中している。⁴²⁾ 岩手県の農業は、この時期に自給型経営から交換型経営に移行し、これと平行して地主制が進行している。⁴³⁾

岩手県における耕地整理事業はこのような地主制の確立期に進展しているが、事業の施行面積は全水田面積の5%にも満たず、これと直接結びつけて理解することはできない。

この点を明らかにするため、事業が集中している県南部の指導者をみると、山目耕地整理事業が佐藤庄太郎、阿部大五郎、菊地四郎兵衛、菅原与七郎、松本七太郎、渡辺四郎右衛門、西黒沢耕地整理事業が穂積小一郎、沖（一関）耕地整理事業が佐藤弥吉、三関耕地整理事業が熱海懿、小野寺英作となっている。これらはいずれも自作農、または耕作自主であった。彼らは多かれ少なかれ自営耕地をもっており、その

能率的な耕耘と生産力の向上を目的に事業と取り組んだのである。そしてこのような特色は、事業規模の大きい南下幅耕地整理事業をはじめ、他の事業にも共通するものである。

大地主のような支配力をもたないこのような耕作自主層が事業の指導者となった場合、農民間の利害がとかく表にあらわれ、事業の進行に大きな障害となることが多い。岩手の場合、耕作地主層が指導者となっておりながら、このような問題が少なくも計画段階から着工段階まで表に出ることはなかった。これは事業の中心となる耕作地主層の弱点を、行政当局が補うべく重要な役割を果たしたからに他ならない。とはいえ農民が事業の進展に殊更異を唱えることがなかったのは、先にみたように凶作時の救農対策に関係事業が繰り入れられたことによる。

各事業の規模をみると、大きいものは300町余のものもあるが、多くは100町またはそれ以下である。これを行政単位の規模からみると、大きいものは大字クラスのものもあるが、多くは小字程度にすぎない。この点は仙北平野南郷村（宮城県）の同期の事業が、地主による支配体制の弱さを反映して、小規模に分割して実施しているのと類似している。もう1つ注意すべきことは、南郷村の事業が明治末年までほとんど完了しているのに対し、岩手県のそれは事業数、面積を総計しても南郷村一村分にしかならないということである。⁴⁶⁾ 私達はここに仙北平野と岩手県の生産力の違いと、それに起因する農民層の意識の格差を認めないわけにはゆかない。

ま と め

以上、検討してきたことがらを要約すると次のようになる。

①岩手県の農業政策は、はじめ畑作の改良に重点がおかれたが、わが国経済の資本主義化に伴う食糧需要の増加を機に、米作中心に変わった。

②岩手県における米作の改良は、農事試験場や県農会、郡農会、町村農会などの体制づくりと平行して進められた。各種技術の伝達、指導

はこのような諸機関を通して行われた。

③耕地整理事業の誘因となる馬耕は、岩手県が最も力を入れた農業改良策の1つであった。そしてこれの受け入れは、明治初年から農業改良に積極的に取り組んできた西磐井郡など県南部に早かった。

④耕地整理事業地区は、米生産の向上が最も期待される北上川すじの米作地帯、特に農業改良策の受け入れの早かった県南部に集中している。事業規模は、岩手県の先駆的事业として知られる南下幅および山目が300町以上となっているが、多くは100町またはそれ以下である。これは事業の指導にあたった指導者層の力に対応したものである。

⑤事業は地主制の確立期と平行して進行しているが、これとの関連は薄く、実際に事業の指導にあたったのは自作農と耕作自主層であった。事業は多かれ少なかれ行政当局の援助を前提に進展しているが、これは指導者層の力の弱さを行政があと押ししたからに他ならない。十分な生産力の向上をみない段階の事業でありながら、一般農民が事業に背を向けなかったのは、凶作時の救農事業にこれが繰り込まれたことによるものである。

（岩手県立盛岡第一高等学校）

〔付記〕拙い論説ではありますが、本論を経済学博士故森嘉兵衛先生の靈にささげます。

〔注〕

- 1) 西川治「胆沢平野における耕地整理組合の遺業 (1)」東北研究, 5—30, 1955
- 2) 佐島直三郎「粟野善知と南下幅耕地整理事業」岩手史学研究, 1965, 46頁
- 3) 仙台農地事務局『岩手県北上川水系における農業水利の展開』1959
- 4) 阿部和夫「明治末期の山目耕地整理事業」岩手史学研究, 1977, 62頁
阿部和夫「磐井川下流平野における耕地整理の展開」歴史地理学会会報, 1978, 97頁
- 5) 岩手県『岩手県農業史』熊谷印刷出版部, 1979
- 6) 前掲5) 242頁

- 7) 前掲5) 610頁
 8) 前掲5) 482頁
 9) 副家業副業のことか。
 10) 前掲5) 485頁
 11) 岩手県勸業課『各郡勸業施設綴』1909(明42)
 12) 岩手県農務課『農業奨励其他綴』1905(明38)
 13) 岩手県第四課『農蚕漁業等の奨励保護綴』1901(明34)
 14) 前掲4) 「山目耕地整理事業」75~76頁
 15) 『岩手県勸業施設関係綴』1909(明42)
 16) 前掲13)
 17) 岩手県『岩手県史』9, 457頁
 18) 19) 岩手県第四課『県農会関係綴』1904(明37)
 20) 21) 22) 23) 岩手県農商課『県農会=関スル書綴』1905(明38)
 24) 前掲4) 「耕地整理の展開」6頁
 25) 岩手県庶務課『凶作=関スル書綴』
 26) 27) 岩手県耕地協会 岩手の耕地創刊号, 1831(昭6), 6~79頁
 28) 前掲26) 11頁, 34頁
 29) 前掲5) 234頁
 30) 岩手県内務部『耕地整理基本調査設計及説明書』巻, 1909(明42)
 31) 前掲20)
 32) 33) 前掲30)
 34) 35) 36) 37) 岩手県勸業課『耕地組合綴』1908(明41)
 38) 岩手県農商課『耕地整理綴』1907(明40)
 39) 前掲38)
 40) 前掲30)
 41) 岩手県農地改革史編纂委員会『岩手県農地改革史』1954, 37頁
 42) 前掲5) 252頁
 43) 前掲41) 35頁
 44) 前掲14) 78~79頁
 45) 前掲24) 4頁
 46) 馬場 昭『水利事業の展開と地主制』お茶の水書房, 1965, 155~182頁

The Development of Land Improvement in Iwate Prefecture
 in the Meiji Period (1868 - 1912)

Kazuo ABE

1. It was the increasing demand for provisions and the enactment of the Cultivated Land Readjustment Act that promoted land improvement in Japan in the mid-Meiji period.
2. The prefectural administration of Iwate took the initiative in agricultural development in the Meiji period. The results were remarkable especially in the southern rice-producing district of the prefecture. In fact it was mainly in the southern part of the prefecture that land improvement work was actively undertaken.
3. Although there were two exceptional cases where land improvement work was carried out on a scale of more than 300 ha, most of the unit areas of land improvement works did not exceed 100 ha, reflecting the relatively small capability of the landlords who were in the vanguard of the land improvement activities.
4. A salient feature of land improvement in Iwate Prefecture in the Meiji period, was that not only landlords but also administrative bodies took the initiative in the work. Probably public intervention was necessary in order to complement the small capability of the landlords.